

静岡県弁護士会ハラスメント苦情相談窓口

会務活動、当会の職務、会員の事務所における勤務、司法修習などの際に、当会会員や当会職員からハラスメント等を受けた場合は「**ハラスメント苦情相談窓口**」(**相談料無料・秘密厳守**)にご相談ください。

- 相談できる方： 当会会員等(会員・外国特別会員・準会員)
当会に勤務する職員
司法修習生
会員の事務所に勤務する事務職員
- 相談内容： 当会会員等、当会職員からのハラスメント全般(セクハラ、パワハラ等)
- 相談方法

①ハラスメント相談窓口への申出

以下の方法で申し出ることができます。

- a) 相談員へ直接電話
- b) 当会事務局への電話、FAX、郵送
※相談方法、相談員等の希望がある場合は、その旨をお申出ください。
※FAX, 郵送の場合は、裏面の書式をご利用下さい。
- c) 担当副会長へ直接電話

【相談員】(任期:2024年11月1日～2026年3月31日)

(1) 静岡支部	朝倉 保	(57期)	TEL:054-251-6045
	麻生絵美	(58期)	TEL:054-272-6191
	轟岡寿治	(58期)	TEL:054-251-8500
(2) 沼津支部	後藤真希子	(61期)	TEL:055-941-7000
	中村謙介	(63期)	TEL:055-932-0085
	藤田峻弘	(66期)	TEL:0545-30-9505
(3) 浜松支部	原 拓也	(56期)	TEL:053-453-2743
	小笠原里夏	(57期)	TEL:053-454-5535
	丹羽聡子	(61期)	TEL:053-488-4528

【担当副会長】 2025年度 揚野江利子 (61期) TEL:055-983-1739

- ②相談方法： 原則として相談員 2 名による面談相談です(秘密厳守)。
緊急の場合や、電話相談その他の方法を希望される場合は、ご相談ください。
- ③相談後の流れ： 事案に応じて、以下の対応などがあります(※措置等を行う場合、相談者の御希望に全て添えるものではありません。)
 - a) 相談者への助言
 - b) 相談員による加害者等への助言、あっせん
 - c) 会長による加害者に対する措置

◆注意：当会苦情相談窓口を利用した場合、日本弁護士連合会「弁護士によるセクハラ、性別による差別的取扱い等相談担当窓口」は利用できなくなるので御注意下さい。